

カーボン・クレジット市場におけるマーケットメイカー制度の試行的実施に関する取扱い

2023年11月10日制定

株式会社東京証券取引所

項 目	内 容	備 考
I 目的	<ul style="list-style-type: none"> 本取扱いは、経済産業省が実施する令和5年度グリーン・トランスフォーメーションリーグ運営事業費（カーボン・クレジット市場の取引活性化等事業）に基づき、当取引所が開設するカーボン・クレジット市場において試行的に実施するマーケットメイカー制度（以下「本制度」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。 本取扱いは、本制度の存続期間であるⅡ. 2に定める期間において実施する。 	
Ⅱ 取扱要領		
1 定義	<ul style="list-style-type: none"> マーケットメイカーとは、当取引所の指定を受けてマーケットメイクを行うカーボン・クレジット市場参加者をいう。 マーケットメイクとは、当取引所が定めるところにより、マーケットメイカーが継続的に売呼値及び買呼値又はそのいずれかを提示することをいう。 	
2 実施期間	<ul style="list-style-type: none"> 2023年11月27日から2024年2月29日までとする。 	
3 募集期間	<ul style="list-style-type: none"> 2023年11月10日から2023年11月24日正午までとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の期間後の指定が、5.（1）の備考に記載するマーケットメイカー数に満たない場合、マーケットメイカーの追加募集を実施する可能性がある。

項目	内容	備考						
4 対象の売買の区分	<ul style="list-style-type: none"> マーケットメイクの対象とする売買の区分は、以下に掲げる売買の区分とする。 <table border="1" data-bbox="506 268 1317 422"> <thead> <tr> <th data-bbox="506 268 810 323">制度</th> <th data-bbox="810 268 1317 323">大分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="506 323 810 371">J-クレジット</td> <td data-bbox="810 323 1317 371">省エネルギー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="506 371 810 422">J-クレジット</td> <td data-bbox="810 371 1317 422">再生可能エネルギー（電力）</td> </tr> </tbody> </table>	制度	大分類	J-クレジット	省エネルギー	J-クレジット	再生可能エネルギー（電力）	
制度	大分類							
J-クレジット	省エネルギー							
J-クレジット	再生可能エネルギー（電力）							
5 マーケットメイカーの指定等 (1) マーケットメイカーの募集 (2) マーケットメイカーの申請資格	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、必要に応じて募集期間とマーケットメイクの対象とする売買の区分を定め、当取引所のカーボン・クレジット市場におけるマーケットメイカーを募集する。 以下を申請資格とし、当取引所が申請書類等で要件充足を確認した後、指定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① カーボン・クレジット市場参加者であること ② J-クレジットの取扱い実績があること <ul style="list-style-type: none"> ➢ 政府による入札販売での落札実績があること 	<ul style="list-style-type: none"> マーケットメイカー数の上限は、対象の売買の区分ごとに3～5社程度とし、超過する申請があった場合には、(2)の項目にもとづき当取引所が総合的に判断し、選定する。 政府による入札販売は、J-クレジット制度事務局（みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）にて過去に実施された政府保有クレジット等の入 						

項 目	内 容	備 考
<p>(3) マーケットメイカーの指定申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ カーボン・クレジット市場において、マーケットメイクの対象の売買の区分で約定実績があること <p>③ 市場でJ-クレジットを流通させるための体制が整っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 金融商品取引法における金融商品取引所又は商品先物取引法における商品取引所において、取引資格を保有すること <p>④ マーケットメイクの対象とする売買の区分の対象期間中の市場内での総売却見込数量が一定数量以上であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイカーへの指定を希望するカーボン・クレジット市場参加者は、所定の「マーケットメイカー指定申請書」により、同申請書に記載する連絡先に申請を行うものとする。 ・ カーボン・クレジット市場参加者は、その他に、当取引所がマーケットメイカーの指定申請を受けるにあたり必要な情報を求めたときは、提供に協力する。 	<p>札販売をいいます。 https://japancredit.go.jp/tender/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2022年度の「令和3年度補正カーボンニュートラル・トップリーグ整備事業委託費（カーボン・クレジット市場の技術的実証等事業）」におけるカーボン・クレジット市場を含む。 ・ カーボン・クレジット市場は、金融商品取引法における金融商品取引所又は商品先物取引法における商品取引所のいずれにも該当しない。 <p>・ 本制度において、マーケットメイクの対象とする売買の区分は、3に定める対象の売買の区分すべてを選択することとする（いずれかの売買の区分のみ選択することは認めない）。</p>

項 目	内 容	備 考
(4) マーケットメイカーの指定	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、カーボン・クレジット市場参加者からマーケットメイカーの指定申請を受けた場合には、申請内容等を確認のうえ、当該カーボン・クレジット市場参加者をマーケットメイカーとして指定する。 	<ul style="list-style-type: none"> マーケットメイカーの指定を行うタイミングは当取引所が指定する。
(5) マーケットメイカーの指定の取消し等	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、マーケットメイカーから対象となる売買の区分についてマーケットメイカーの指定の取消しに係る申請を受けた場合には、当該マーケットメイカーの指定を取り消す。 マーケットメイカーが次のいずれかに該当する場合には、当取引所は、マーケットメイカー資格の停止及び取消しその他当取引所が必要と認める措置を講じることができることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 呼値の提示状況等を勘案し、マーケットメイカーとしての役割を十分に果たしていないと当取引所が認める場合 ② その他マーケットメイカーとして適当ではないと当取引所が認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> マーケットメイカーは、マーケットメイカーの指定の取消しを申請する場合は、所定の「マーケットメイカー指定取消申請書」を、原則、指定取消希望日の1か月前までに同申請書に記載する連絡先に申請を行うものとする。 資格の停止等の措置を講じる場合は、事前にマーケットメイカーに照会を行うものとする。 具体的には、マーケットメイカーが関連法令又は取引所規則等に違反した場合等が該当する。
6 マーケットメイカーの役		

項 目	内 容	備 考
割等 (1) マーケットメイクの条件 (2) マーケットメイク条件の緩和及び免除 (3) マーケットメイクの条件不履行時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> • マーケットメイカーは、「マーケットメイカー指定申請書」において選択した対象の売買の区分について、当取引所が定める条件に従ってマーケットメイクを行うよう努めるものとする。 • 当取引所は、マーケットメイクの条件として、次に掲げる事項を定める。 <ul style="list-style-type: none"> a マーケットメイクを行うべき時間（呼値提示対象時間） b マーケットメイクを行うべき対象の売買の区分 c マーケットメイクに係る呼値の値段 d マーケットメイクに係る売呼値の最低数量 e マーケットメイクに係る買呼値の最低数量 f その他、対象の売買の区分の取引状況等を鑑みて必要と認める事項 • 当取引所は、次の a から c までのいずれかに該当する場合には、マーケットメイクの条件の緩和又は免除を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> a 対象の売買の区分において売買が停止されている場合 b 同一の対象の売買の区分における複数のマーケットメイカーから呼値提示を行えない旨の申告があり、その申告事由に合理性が認められる場合 c その他当取引所が必要と認めた場合 • マーケットメイカーは、相場環境、取引状況又はシステム等の都合により、一時的にマーケットメイクを停止することができることとする。 • マーケットメイクの条件を満たせなかった場合でもペナルティは設けない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 同一の対象の売買の区分におけるマーケットメイカーが1社の場合は、当該1社の申告による場合も認める。

項 目	内 容	備 考
7 マーケットメイカーの表彰 (1) 表彰	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、マーケットメイカーのマーケットメイクの達成度合いに応じて、2に定める本制度の実施期間終了後に表彰を行う。 表彰の基準となる、月間条件充足率及び本制度実施期間中における総売却数量は、別紙1及び別紙2にて定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な月間条件充足率の平均値の算出方法については、別紙1を参照。 当取引所は、月末時点における条件充足率の平均値について、各マーケットメイカーに対して通知する。
(2) 表彰の基準の引下げ	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所が認める場合には、マーケットメイカーの表彰の基準を引き下げることができることとする。 	
8 その他	<ul style="list-style-type: none"> マーケットメイカーは、所定の「マーケットメイカー連絡責任者・担当者届出書」により、責任者及び担当者について、同届出書に記載する連絡先に届け出るものとし、責任者又は担当者が変更になった場合は、速やかに変更内容を当取引所に届け出るものとする。 当取引所は、マーケットメイカーの役割等を変更する場合は、事前にその旨をマーケットメイカーに対して通知する。ただし、軽微な変更等についてはこの限りではない。 	

以 上

マーケットメイクに係る条件充足率の算出方法

対象の売買の区分に応じて呼値提示対象時間において売買を行う日単位で計測した条件充足率から、月間の充足率の平均値を算出する。

(1) 売買を行う日単位の条件充足率

＝ マーケットメイクの条件を満たした時間 / 呼値提示対象時間

※マーケットメイクの条件とは、対象の売買の区分ごとに当取引所が定めたマーケットメイカーの条件のことをいう。(別紙2参照)

(2) 月間の条件充足率の平均値

＝ 月間の売買を行う日単位の条件充足率の和 / 月間のマーケットメイク対象日数

※月間の条件充足率の平均値(単位：%)に小数点が生じる場合には、小数点以下第一位を四捨五入する。

マーケットメイカーにおけるマーケットメイクの条件と表彰の基準

項目		J-クレジット	
対象の売買の区分		省エネルギー	再生可能エネルギー（電力）
条件	呼値提示対象時間	毎営業日 13 時 00 分から 15 時 00 分 ^{※1}	
	マーケットメイクに係る呼値の値段	以下のいずれかを満たすものとする。 【売り/買い両側に気配提示する場合】 ・呼値の最大スプレッド幅：200 円 【売り/買い片側のみに気配提示する場合】 ・売呼値の値段と基準値段の乖離幅：100 円 ・買呼値の値段と基準値段の乖離幅：100 円	同左
	売呼値の最低数量	【政府分調達あり ^{※2} 】 政府保有クレジット買取数量（見込） ÷ 政府分調達以降の本制度運営営業日	同左
		【政府分調達なし ^{※2} 】 総売却見込数量（自社保有分 ^{※3} ） ÷ 本制度運営営業日	同左
	買呼値の最低数量	200 トン	同左
表彰の基準	以下の両方を満たすものとする。 ・条件充足率が 60%以上 ・総売却見込数量（入札販売で落札した場合は「落札数量＋自社保有分」）の 6 割以上の売却の成立	同左	

※1：注文受付時間の終了前に注文を取り消した場合は、条件充足率計算の対象外とする。

※2：「政府分調達」は、2023 年 11 月から 2024 年 2 月の間に実施される入札販売において、政府保有クレジットを政府から落札・調達することを意味する。

※3：「自社保有分」は、カーボン・クレジット市場参加者自身が、2023 年 11 月から 2024 年 2 月の間に実施される入札販売以外の方法により取得し、保有するクレジットをいう。